

第 18 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 30 日（水）午後 4 時 00 分より、役場各種委員会室において第 18 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 議案第 1 号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第 2 号 農用地等のあっせん申出について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 現況証明願いについて

事務局出席者 事務局長 砂 田 隆 樹
農地係主査 森 川 真由美

議長 これより、第 18 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 12 名でございます。(〇〇委員におかれましては、欠席の届が出されております。)
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。7 番 青木 委員、8 番 山田 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 18 回南幌町農業委員会総会は、10 月 30 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 18 回南幌町農業委員会総会は、10 月 30 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 6 年 9 月 27 日、第 17 回農業委員会総会を開催した。
9 月 30 日、令和 6 年第 3 回議会定例会に会長出席した。

10 月 10 日、利用調整会議・あっせん委員会を開催し、関係委員出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。

第16回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願ひ、意見を求める。

令和6年10月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で9,495㎡なります。あっせん年月日は、令和6年10月〇〇日。結果につきましては、成立です。価格については、田10aあたり、350,000円、あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇です。あっせん委員につきましては、1番 武良 委員、3番 江郷 委員、6番 野呂田 委員となり、以上の結果となっております。

説明は以上でございます。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第5 議案第2号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。
令和6年10月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、2件でございます。

1件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。あっせん申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,807㎡となります。

2件目のあっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。

あっせん申出地は、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、田で6,655㎡となります。

説明は以上でございます。

5 番 議長 5 番

議長 5番 久保 委員

5番 只今申出のありました1件目のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇 〇〇〇氏が適格であると提案いたします。

1番 議長 1番

議長 1番 武良 委員

1番 只今申出のありました2件目のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。

議長 只今、久保委員及び武良委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、1番 武良委員、5番 久保委員、9番 背尾委員が適当であると提案いたします。
説明は以上でございます。

議長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和6年10月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が2件、利用権の設定が3件でございます。初めに所有権移転から説明します。
整理番号6の10の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で44,469㎡他計2筆ございまして89,604㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。
整理番号6の10の2の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、白倉 和英。売り手は、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町677番の9、田で9,495㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。
続きまして、利用権の設定 整理番号6の10の1の借り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇

〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 7 1 1 m²他計8筆ございまして、27, 232 m²となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の10の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で3, 862 m²他計2筆ございまして、37, 560 m²となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の10の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で24, 305 m²となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第7 議案第4号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 現況証明願いについて。
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。
令和6年10月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。現況証明願いにつきましては1件でございます。
願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用状況は雑種地、面積は2,352㎡。土地の所有者は、〇〇 〇〇です。
証明を必要とする理由は地目変更登記申請のためです。
説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

1 番 議長 1番

議 長 1番 武良 委員

1 番 願い出のあった件につきまして、私と江郷委員、野呂田委員の3名で事務局の説明により現地の確認をいたしました。
この件につきましては、現状では雑種地として利用しており、今後、畑として利用するには困難な状況です。
申請のとおりであると確認いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第18回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第18回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後 4時15分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

7 番

8 番